学校感染症について（府中市）

学校感染症にかかった場合

『学校保健安全法が定める学校感染症』と医師から診断があった場合は出席停止となります。必ず医療機関を受診してください。医師の許可がでるまで、登校を見合わせてください。欠席扱いにはなりません。医師の登校許可が出て登校する際には、子どもを通して書類を学校に提出してください。

１　次の感染症に罹患した場合

「登校許可証」を医療機関に提出し医師からの証明を受けてください。

「登校許可証」（３枚綴り）は、直接担任または養護教諭に連絡し、受け取るよう

お願いします。

**百日咳　　　麻疹（はしか）　　　流行性耳下腺炎（おたふく）　　　風疹（三日ばしか）**

**水痘（みずぼうそう）　　　咽頭結膜熱（プール熱）　　　流行性角結膜炎**

**腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）　　　　　　　急性出血性結膜炎**

**溶連菌感染症　　　　マイコプラズマ肺炎　　　ヘルパンギーナ**

**感染性胃腸炎（ノロウィルス感染症など）　　　髄膜炎菌性髄膜炎**

２　インフルエンザに罹患した場合

**『登校連絡票（インフルエンザ）』**をご提出ください。

書類は学校にありますのでご連絡ください。学校ＨＰからもダウンロードできます。

３　新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

**『登校連絡票（新型コロナウイルス感染症）』**をご提出ください。

書類は学校にありますのでご連絡ください。学校ＨＰからもダウンロードできます。

４　**上記以外の学校感染症**に罹患した場合

医療機関を受診し、医師の診断を受け、その結果を学校にご連絡ください。